

福岡県公報

平成17年8月8日
第2422号

目 次

告 示 (第1505号—第1516号)

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○公共測量の終了	(土木管理課) 3
○基本測量の実施	(土木管理課) 3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) 4

公 告

○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労働政策課) 5
-------------------------------	-----------------

選挙管理委員会

○政治団体の平成15年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地方課) 5
---------------------------	---------------

公安委員会

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正	(警察本部運転免許試験課) 6
---------------------------------------	-----------------------

告 示

福岡県告示第1505号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
斎藤 明
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県朝倉郡杷木町大字古賀1869
- 特約業者の指定取消年月日
平成17年5月31日

福岡県告示第1506号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年7月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人夢ニティー・ハート
 - 代表者の氏名
安井 辰夫
 - 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町大字南原1661番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々やその家族・その他の手助けを必要とする人々に対して、地域住民との交流促進や福祉に関する事業を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1507号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ニューエコライフ

(2) 代表者の氏名

新地 哲己

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区下石田一丁目5番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数のものに対して、新エネルギー導入による環境保全に関する事業を行い、より豊かな社会生活を確保することに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人玄海さつき松原保存会

(2) 代表者の氏名

中野 正幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供をはじめ、広く地域住民に対して、さつき松原の松苗植栽及び維持管理、松原保存に関する普及啓発事業などをを行うことで、環境の保全及び社会教育の推進等に寄与するとともに、これらの活動に地域住民の積極的な参加を促することで地域コミュニティの活性化を進めていく。

福岡県告示第1509号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城4丁目103番1、103番3から5まで、105番1、105番6、105番7、108番5及び115番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城4丁目12番2号

平田 健一

福岡県告示第1510号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まちづくりネットワーク福岡

(2) 代表者の氏名

東 孝行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目18番19-505号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住民参加型のまちづくりに関する事業を行い、同事業に携わってきた経験豊富で技術力の高い産学官からなる熟年経験者を人的資源として有効に活用し、行政と住民の双方から独立した立場でお互いの連携を実現し、住民参加型のまちづくりを支援することにより地域の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1511号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人HEARTY. SMILE

(2) 代表者の氏名

石橋 誠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区みどりが丘二丁目25番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、身体障害者及び障害児の方々に対して、福祉作業所の運営や支援費制度に基づく知的障害者居宅生活支援事業、身体障害者居宅生活支援事業及び児童居宅生活支援事業などを行い、障害者の方々に生きる喜びを与え、豊かな人生の実現を支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成17年7月25日

福岡県告示第1513号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 検査の種類

基本測量（流域自然環境調査に伴う土地利用現況調査）

2 検査の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
筑後川流域（久留米市、筑後市、大川市、八女市、柳川市、小郡市、筑紫野市、甘木市、太宰府市、うきは市、朝倉郡筑前町、朝倉郡朝倉町、朝倉郡杷木町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、八女郡上陽町、八女郡広川町、三潴郡大木町）	平成17年7月25日から 平成18年3月17日まで

福岡県告示第1514号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年7月30日福岡県告示第1297号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	久留米浮羽線	前	久留米市田主丸町船越1005番先から 同市田主丸町船越538番先まで	4.0 ～ 11.8	431.0
			前	同上	10.2 ～ 28.5	342.0
			後	久留米市田主丸町船越1005番先から 同市田主丸町船越538番1先まで	6.5 ～ 22.0	342.0

福岡県告示第1516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年8月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米浮羽線	久留米市田主丸町船越1005番先から 同市田主丸町船越538番1先まで

公 告

公告

第34期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成17年8月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

- (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- (1) 労働組合の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 労働者委員候補者調書 2部
 - ウ 労働組合資格証明書 2部
 - エ 労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
- (2) 使用者団体の場合
 - ア 推薦書 2部

- イ 使用者委員候補者調書 2部
- ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- エ 労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 平成17年8月8日（月）から同年9月2日（金）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県生活労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。
以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問い合わせは、労働政策課又は最寄りの福岡県労働福祉事務所に行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、安川博後援会の会計責任者から修正の報告があるので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成17年8月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

安川博後援会の項を次のとおり改める。

No. 1012 安川博後援会

報告年月日 平成16年01月09日

1 収入・支出の総額

- | | |
|------------|------------|
| (1) 収入総額 | 1,380,448円 |
| ア 前年からの繰越額 | 240,423円 |
| イ 本年収入 | 1,140,025円 |

(2) 支出総額		1,186,657円
(3) 翌年への繰越額		193,791円
2 本年収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附		570,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)		570,000円
a 個人からの寄附		570,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による (内訳別掲)		570,000円
カ その他の収入		25円
(イ) 1件10万未満のもの		25円
計 (本年収入額)		1,140,025円
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		1,186,657円
(ア) 組織活動費		1,186,657円
計		1,186,657円
(内 訳)		
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による 安川ひろし新春の集い		
イ(ア)a 個人からの寄附 武末 寛次郎	570,000円	
安川 寛	70,000円	筑紫郡那珂川町
その他	250,000円	糟屋郡宇美町
小 計	570,000円	

公安委員会

福岡県公安委員会告示第165号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成17年8月8日

福岡県公安委員会

関門自動車学校 北九州市門司区黒川西2-6 -1 久保厚義	関門自動車学校 北九州市門司区黒川西2-6 -1
--	--------------------------------

を

イルモータースクール関門 北九州市門司区黒川西2-6 -1 小森弘詞	イルモータースクール関門 北九州市門司区黒川西2-6 -1
---	-------------------------------------

に改める。